

平成 24 年 7 月 25 日  
運 輸 安 全 委 員 会

カッター（船名なし）転覆事故に係る勧告に基づく  
措置の状況（実施計画書）について

運輸安全委員会は、平成 22 年 6 月 18 日に静岡県浜松市浜名湖北部で発生したカッター（船名なし）転覆事故の調査において、平成 24 年 1 月 27 日に事故調査報告書の公表とともに原因関係者である株式会社小学館集英社プロダクションに対し別添 1 のとおり、静岡県教育委員会に対し別添 2 のとおり勧告を行ったところですが、今般、勧告に基づく措置の状況（実施計画書）について、別添 3 のとおり株式会社小学館集英社プロダクションから、別添 4 のとおり静岡県教育委員会から報告を受けましたのでお知らせします。

なお、両原因関係者から報告のあった勧告に基づく措置の状況（実施計画書）は、勧告の内容を反映したものとなっています。

運委参第504号

平成24年1月27日

株式会社小学館集英社プロダクション

代表取締役社長 殿

運輸安全委員会

委員長 後藤 昇弘

カッター（船名なし）転覆事故に係る勧告について

本事故は、大雨、雷、強風、波浪及び洪水注意報が発表された降雨の状況下、カッター（以下「A船」という。）が、静岡県立三ヶ日青年の家（以下「本件青年の家」という。）における中学校の野外活動授業に使用され、通常の訓練方法である東コースによる指導員が乗船していない自主艇として浜名湖北岸沿いにとう漕訓練を行っていた際、風波が強まってとう漕が困難となり、本件青年の家の所長が、モーターボートで救助に赴き、A船を左斜航状態で、また、湖水がA船の左舷船首側から連続して打ち込む状態でえい航したため、佐久米南方沖を南西進中、滞留水が増加するなどして左傾斜が増したことで左舷側のオールが着水して左回頭し、その後、右舷側に座っていた生徒等の姿勢が崩れて左舷側に移動して左傾斜が更に増したことから、左舷舷端が没水し、湖水が船内に流入して左舷側から転覆したことにより発生したものと考えられる。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、本件青年の家でのカッター訓練に係る活動の安全を確保するため、株式会社小学館集英社プロダクション及び静岡県教育委員会に対し、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。

なお、この勧告に基づき講じた措置について、同法同条第2項の規定に基づき、文書をもって報告されたい。

記

- (1) 株式会社小学館集英社プロダクション

- ① 本件青年の家におけるカッター訓練の訓練中止基準及び訓練方法が、訓練参加者の経験等を踏まえたものとなるよう見直しを行い、次に掲げる事項を指導マニュアルに定めること。
    - a 気象注意報発表時の訓練中止基準
    - b 気象警報及び気象注意報発表時以外の天候不良時の訓練中止基準
    - c 天候不良時の訓練方法
    - d 訓練実施の可否及び訓練方法の決定時機（訓練中を含む。）
    - e 訓練実施中に訓練を中止した場合の措置
    - f 訓練における安全対策（警戒船の配置及び任務、気象情報の常時把握、カッターえい航時の措置等）
  - ② カッターのえい航救助に関する要領を含むカッター事故を想定した救助体制等を定め、本件青年の家の職員に対して定期的に訓練を実施させるとともに、救助機関等との連携強化を図ること。
  - ③ 本件青年の家の職員のカッター及び気象に関する知識の向上を図るとともに、訓練の安全確保に関する意識の高揚を図ること。
- (2) 静岡県教育委員会
- 本件青年の家におけるカッター訓練の訓練中止基準、訓練方法及び危機管理マニュアルが適切な内容であるかどうかを点検し、必要に応じて是正させるとともに、カッターのえい航訓練を行わせること。

運委参第504号

平成24年1月27日

静岡県教育委員会

委員長 殿

運輸安全委員会

委員長 後藤 昇弘

## カッター（船名なし）転覆事故に係る勧告について

本事故は、大雨、雷、強風、波浪及び洪水注意報が発表された降雨の状況下、カッター（以下「A船」という。）が、静岡県立三ヶ日青年の家（以下「本件青年の家」という。）における中学校の野外活動授業に使用され、通常の訓練方法である東コースによる指導員が乗船していない自主艇として浜名湖北岸沿いにとう漕訓練を行っていた際、風波が強まってとう漕が困難となり、本件青年の家の所長が、モーターボートで救助に赴き、A船を左斜航状態で、また、湖水がA船の左舷船首側から連続して打ち込む状態でえい航したため、佐久米南方沖を南西進中、滞留水が増加するなどして左傾斜が増したことで左舷側のオールが着水して左回頭し、その後、右舷側に座っていた生徒等の姿勢が崩れて左舷側に移動して左傾斜が更に増したことから、左舷舷端が没水し、湖水が船内に流入して左舷側から転覆したことにより発生したものと考えられる。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、本件青年の家でのカッター訓練に係る活動の安全を確保するため、株式会社小学館集英社プロダクション及び静岡県教育委員会に対し、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。

なお、この勧告に基づき講じた措置について、同法同条第2項の規定に基づき、文書をもって報告されたい。

## 記

- (1) 株式会社小学館集英社プロダクション

- ① 本件青年の家におけるカッター訓練の訓練中止基準及び訓練方法が、訓練参加者の経験等を踏まえたものとなるよう見直しを行い、次に掲げる事項を指導マニュアルに定めること。
    - a 気象注意報発表時の訓練中止基準
    - b 気象警報及び気象注意報発表時以外の天候不良時の訓練中止基準
    - c 天候不良時の訓練方法
    - d 訓練実施の可否及び訓練方法の決定時機（訓練中を含む。）
    - e 訓練実施中に訓練を中止した場合の措置
    - f 訓練における安全対策（警戒船の配置及び任務、気象情報の常時把握、カッターえい航時の措置等）
  - ② カッターのえい航救助に関する要領を含むカッター事故を想定した救助体制等を定め、本件青年の家の職員に対して定期的に訓練を実施させるとともに、救助機関等との連携強化を図ること。
  - ③ 本件青年の家の職員のカッター及び気象に関する知識の向上を図るとともに、訓練の安全確保に関する意識の高揚を図ること。
- (2) 静岡県教育委員会
- 本件青年の家におけるカッター訓練の訓練中止基準、訓練方法及び危機管理マニュアルが適切な内容であるかどうかを点検し、必要に応じて是正させるとともに、カッターのえい航訓練を行わせること。

別添 3

平成 24 年 7 月 11 日

運輸安全委員会

委員長 後藤 昇弘 殿

株式会社小学館集英社プロダクション

代表取締役社長

カッター (船名なし) 転覆事故に係る勧告に基づく講ずべき措置の  
実施計画について



## I. 講ずべき措置の実施計画について

### 勧告1

本件青年の家におけるカッター訓練の訓練中止基準及び訓練方法が、訓練参加者の経験等を踏まえたものとなるよう見直しを行い、次に掲げる事項を指導マニュアルに定めること。

- a 気象注意報発表時の訓練中止基準
- b 気象警報及び気象注意報発表時以外の天候不良時の訓練中止基準
- c 天候不良時の訓練方法
- d 訓練実施の可否及び訓練方法の決定時機（訓練中を含む）
- e 訓練実施中に訓練を中止した場合の措置
- f 訓練における安全対策
- f-1 警戒船の配置及び任務
- f-2 気象情報の常時把握
- f-3 カッター曳航時の措置等

### 1. 海洋活動に関する指導マニュアルの整備方針の策定

（平成23年3月24日付開催の第8回青少年教育施設等安全対策委員会※にて決定）

#### 【整備方針】

- 1) 三ヶ日青年の家「海洋活動プログラム」を実施する上で、緊急事態に陥ることがなく、完全な状態で活動できるための判断基準を設けること。
- 2) 所員の経験則や先入観のみによる実施中止の判断ではなく、気象情報等の具体的な数値を基に判断し、かつ誰でも同一の判断結果となる基準を設けること。
- 3) 万が一、緊急事態が発生した場合には、迅速かつ的確に対応できる対処マニュアルを整備すること。

※平成22年6月18日の事故発生後、同年6月28日付で事故原因の究明と安全管理の検証を目的として「安全対策委員会」が静岡県教育委員会内に設置された（資料1：青少年教育施設等安全対策委員会設置要綱 参照）。

委員会は、県内の主要な野外施設の所長や主席指導主事などで構成され、当社も三ヶ日青年の家の指定管理者として参加している（資料1：別表 参照）。

また、その分科会である「三ヶ日青年の家事故検証・再発防止担当者部会」（第1部会）にて事故原因の検証を進め、同時に「青少年教育施設等安全確保担当者部会」（第2部会）ではマニュアルの検討と精査を進めている（資料2：青少年教育施設等安全対策委員会等 議事一覧 参照）。

### 2. カッター訓練の訓練中止基準及び訓練方法の見直し

安全対策委員会ですらに協議を重ね、上記の整備方針によるほか、本事故の原因等に関する事故調査報告書の内容を吟味し、今後同様の事故が発生しないようにすることを念頭に置いて、マニュアルの内容を検討する。その際、学識経験者等の専門家による客観的な視点からの意見（静岡県教育委員会において設置される予定の検討会を活用）、職員による模擬的訓練を通じての検証等を踏まえることとし、具体的な安全対策には以下に示す項目を盛り込む。

- ① 実施・中止の判断基準を明確にする。（勧告① a, b）
- ② 気象の急変を想定した訓練計画を策定する。（勧告① c, d）
- ③ 訓練実施の可否及び訓練方法の決定時機（訓練中を含む）を明確にする。（勧告① d）
- ④ 訓練実施中に訓練を中止した場合の措置を明確にする。（勧告① e）
- ⑤ 訓練における安全対策を構築する。（勧告① f-1, 2）
- ⑥ カッター曳航時の措置をマニュアルに明記する。（勧告① f-3）
- ⑦ カッターへの乗船条件をマニュアルに明記する。（勧告① f-3）

## 勧告2

カッターの曳航救助に関する要領を含むカッター事故を想定した救助体制等を定め、本件青年の家の職員に対して定期的に訓練を実施させるとともに、救助機関等との連携強化を図ること。

以下の1)～3)の基本的考え方にに基づき、1.及び2.に関する具体的な方策の検討を行う。

- 1) 可能な限り、想定した事故状況に応じた状況下での救助訓練や曳航訓練を実施し、その都度、所内で問題点を記録し、情報共有を図る。
- 2) 浜名湖周辺の関係者(警察、消防、民間団体)との連携を深め、合同訓練をできる限り実施する。
- 3) 合同訓練に加えて、独自の訓練の年間計画を作成し、必ず実施する。

### 1. 救助に関すること

救助方法の知識の向上、曳航に関する技量及び知識の向上等

### 2. 緊急時の体制に関すること

転覆などの緊急事態発生を想定した救助方法や対策の検討、緊急時の救助訓練及び曳航訓練の定期的な実施、緊急時における組織体制、指揮命令系統の確立、救助活動の際の関係機関との連携の強化、安否確認に必要な乗船名簿の作成等の徹底

## 勧告3

本件青年の家の職員のカッター及び気象に関する知識の向上を図るとともに、訓練の安全確保に関する意識の高揚を図ること。

以下の1)及び2)の基本的考え方にに基づき、1.～3.に関する具体的な方策の検討を行う。

- 1) 訓練の最低必要時間や習得レベルを設定し、到達基準に達した所員のみプログラムに携わることができる体制とする。
- 2) 所内においても研修・訓練を重ね、外部機関で開催される講習等にも積極的に参加し、その都度所内において情報共有を図る。

### 1. カッターに関する知識の向上のために

外部顧問の招聘、外部研修への参加と社内研修の実施、他施設との情報交換等

### 2. 気象に関する知識の向上のために

気象予報士資格講座の受講、気象専門スタッフの選抜、日常的な気象データの収集、マリーナからの地域情報の収集等

### 3. 訓練の安全確保に関する意識の高揚のために

安全管理の年間計画の提出、事故想定訓練の実施、ヒヤリハット事例の収集、マニュアルの改善、安全管理専門スタッフの選抜、安全対策に関する研修等への参加等

## II. 勧告項目に対する実施計画のスケジュール(完了報告期限)

既に実施しているものも含め、平成25年1月に全ての措置を完了し、報告を行う。



## 青少年教育施設等安全対策委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、青少年教育施設等における野外活動等の安全管理の徹底を図るため、青少年教育施設等安全対策委員会（以下、「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の調査及び検討を行う。

- (1) 三ヶ日青年の家カッター転覆事故の原因の把握及び再発防止対策に関すること
- (2) 青少年教育施設等の安全管理体制の調査・検討に関すること
- (3) 青少年教育施設等の緊急時対応の調査・検討に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年教育施設等の安全管理に関すること。

### (組織)

第3条 委員は、別表に定めるものとする。

2 委員会の業務を補助するため、委員長が別に定める担当者部会を置くことができる。

### (委員長)

第4条 委員会には委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長は、静岡県教育委員会教育次長をもって充てる。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、静岡県教育委員会社会教育課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 28 日から施行する。

青少年教育施設等安全対策委員会設置要綱 別表

教育委員会	教育次長
	教育総務課長
	学校教育課長
	財務課長
	社会教育課長
	スポーツ振興課長
	県立焼津青少年の家所長
	県立観音山少年自然の家所長
	県立富士山麓山の村所長
指定管理者	県立朝霧野外活動センター所長
	県立三ヶ日青年の家 (株) 小学館集英社プロダクション執行役員
危機管理部	危機政策課長
	消防保安課長

## 青少年教育施設等安全対策委員会等 議事一覧

## ■青少年教育施設等安全対策委員会 議事一覧

平成22年度（方針決定・最終報告）		
6月28日	第1回	・委員会設置の趣旨説明、担当者部会設置の説明、事故の概要確認 ・事故発生後の庁内各課、各施設の対応状況の確認
6月30日	第2回	・下記3施設の現地視察 ・焼津青少年の家：海洋活動（カッター、カヌー）の体験、視察 ・三ケ日青年の家：事故現場視察、現状把握、質疑応答 ・観音山少年自然の家：現状把握、質疑応答
7月5日	第3回	・2施設（朝霧野外活動センター、富士山麓山の村）の現地視察
7月16日	第4回	・焼津青少年の家にて野外プログラムの説明、視察、体験、海洋活動に関わる安全体制について検証 ・海洋活動中の救助訓練 [想定訓練1] 漕艇不能時の曳航訓練 [想定訓練2] 落水者の救助訓練
7月22日	第5回	・焼津青少年の家「安全対策マニュアル」への意見について検討、協議
8月2日	第6回	・事故の事実関係についての中間報告 ・焼津青少年の家における海洋活動の再開に向けた訓練実施計画の報告 ・「焼津青少年の家海洋活動に関する安全体制について」新旧対照表
9月15日	臨時	・静岡県教育委員会作成「三ケ日青年の家カッター転覆事故報告書」について意見交換
10月20日	第7回	・三ケ日青年の家「安全対策マニュアル」の整備 ・自然体験活動中の事故想定型救助訓練 [想定訓練1] 利用団体との最終打合せ編 [想定訓練2] 事故発生直後の対応編 [想定訓練3] 事故発生現場での対応編 [想定訓練4] 最終安否確認編
3月24日	第8回	・三ケ日青年の家の安全対策整備方針について確認 (1) 海洋プログラムの運営方法 (2) 海洋プログラムの安全管理体制の考え方 ・焼津青少年の家の海洋活動プログラムの「安全対策マニュアル」の見直し (1) 雷注意報に関する取扱 (2) 大雨、強風、波浪注意報等の取扱
平成23年度（方針決定・最終報告）		
9月5日	第1回	・事故概要の説明 ・海洋活動中の安全管理体制見直し状況について ・利用団体との活動前打合せのシミュレーション訓練 ・カッターボート転覆を想定したシミュレーション訓練（所初動対応）
10月12日	第2回	・浜松市消防局、静岡県マリナー協会及び三ケ日青年の家 合同訓練 ・浜松市消防局、静岡県マリナー協会などの関係機関と協力 ・実際にカッターを転覆させて事故時の状況を想定し、救助活動、人数確認において各機関との横のシミュレーション訓練 ・安全対策マニュアル等の検証 ・利用団体との最終打合せ時のシミュレーション訓練
2月10日	第3回	・船舶事故調査報告書の概要 ・報告書による指摘と対応状況、勧告への対応スケジュール
3月16日	第4回	・安全対策マニュアル等の検討
平成24年度（方針決定・最終報告）		
5月16日	第1回	・カッター研修に関わる改正点、事前準備について ・カッター研修の実施
6月18日	第2回	・静岡県立5施設の安全対策実施状況報告

(以降も開催予定)

■事故検証・再発防止担当者部会(第1部会) 議事一覧

平成22年度 (事故調査・報告)		
7月6日	第1回	・委員会及び担当者部会設置の説明 ・事故の概要確認 ・各施設の緊急安全点検等の対応状況確認 ・焼津青少年の家「安全対策マニュアル」に係る意見交換
7月26日	第2回	・事故対応の進捗状況説明・引継ぎ状況について、新旧所員の聴き取り調査結果報告 ・事故発生に起因する課題等の抽出
7月29日	第3回	・事故発生に起因する課題等の抽出 ・課題に対する対策案の検討、協議
8月10日	第4回	・事故発生に起因する課題等の抽出について検討、協議
8月19日	第5回	・事故発生に起因する課題等の抽出について検討、協議
8月26日	第6回	・事故原因の究明についてまとめ、対応策検討、協議
9月10日	第7回	・静岡県作成の事故調査報告書の内容の検討、協議
10月13日	第8回	・三ヶ日青年の家の再開について確認 ・静岡県内の各施設の自然体験活動プログラムのマニュアルおよび三ヶ日青年の家の「安全対策マニュアル」「緊急時対応マニュアル」の検証
11月4日	第9回	・10月28日開催のカッター救助訓練方法検討会の報告 ・カッター訓練の運営方法の再検討
1月11日	第10回	・12月16日実施の海洋救助活動演習会の報告 ・カッター曳航実地検証 [演習1] フリッパー及びゴムボートの出動 [演習2] フリッパー及びゴムボートによる落水者救出 [演習3] 救助艇とカッターボートとの接続
1月26日	第11回	・カッター曳航実験 [実験1] 曳航ロープの接続方法の検証 [実験2] 曳航ロープの長さの検証 [実験3] 曳航時の櫂の状態の検証 [実験4] その他(重心、曳航速度の検証等)
2月10日	第12回	・1月26日実施のカッター曳航実験について報告、検討、協議 ・三ヶ日青年の家の海洋活動プログラムの運営方法についての検討、協議、各マニュアルの検証
3月9日	第13回	・三ヶ日青年の家の海洋活動プログラム「安全対策マニュアル」の基本方針の決定 ・基本方針に基づく「安全対策マニュアル」の作成
平成23年度 (海洋プログラム・マニュアル構築)		
4月27日	第1回	・三ヶ日青年の家の海洋活動プログラムの「安全対策マニュアル」の素案説明 ・救助訓練の予定について確認 ・三ヶ日青年の家のカッター訓練安全対策基本方針の説明
9月5日	第2回	・事故概要の説明 ・海洋活動中の安全管理体制見直し状況について ・利用団体との活動前打合せのシミュレーション訓練 ・カッターボート転覆を想定したシミュレーション訓練(所初動対応)
10月12日	第3回	・浜松市消防局、静岡県マリナー協会などの関係機関と協力し、カッターが転覆したという緊急事態を想定した救助訓練 ・安全対策マニュアル等の検証 ・利用団体との最終打合せ時のシミュレーション訓練 ・救助活動、人数確認において各機関との横のシミュレーション訓練
3月6日	第4回	・安全対策マニュアル検証作業 ・曳航訓練の実施
平成24年度 (海洋プログラム・マニュアル構築)		
5月16日	第1回	・カッター研修に関わる改正点、事前準備について ・カッター研修の実施

(以降も開催予定)

■安全確保担当者部会(第2部会) 議事一覧

平成22年度 (他施設マニュアル再検討・三ヶ日の自然体験活動プログラムの精査)		
7月6日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会及び担当者部会設置の説明</li> <li>・事故の概要確認</li> <li>・各施設の緊急安全点検等の対応状況確認</li> <li>・焼津青少年の家「安全対策マニュアル」に係る意見交換</li> </ul>
7月7日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼津青少年の家にて海洋活動(カヌー)の説明、視察、体験</li> <li>・現地見学、体験等を通して、マニュアルに反映すべきこと等について意見交換</li> </ul>
7月16日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼津青少年の家にて野外プログラムの説明、視察、体験、海洋活動に関わる安全体制について検証</li> <li>・海洋活動中の救助訓練 [想定訓練1] 漕艇不能時の曳航訓練 [想定訓練2] 落水者の救助訓練</li> </ul>
7月28日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2施設(朝霧野外活動センター、富士山麓山の村)の「安全管理マニュアル」について検証、意見交換</li> </ul>
8月6日	第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三ヶ日青年の家にて野外プログラムの説明、視察、体験</li> <li>・三ヶ日青年の家の「安全対策マニュアル」について意見交換</li> </ul>
8月26日	第6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2施設(朝霧野外活動センター、富士山麓山の村)にて野外プログラムの説明、視察、体験</li> </ul>
9月9日	第7回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観音山少年自然の家にて野外プログラムの説明、視察、体験</li> <li>・静岡県立5施設視察をふまえた意見交換</li> </ul>
9月15日	第8回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県立5施設の「安全対策マニュアル」の検証</li> </ul>
10月6日	第9回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月14日、10月20日実施の事故想定型訓練の内容協議</li> </ul>
10月14日	第10回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故想定型救助訓練</li> <li>[想定訓練1] カニ釣り実施中における落水者発生時の救助訓練</li> <li>[想定訓練2] 野外活動実施中における複数負傷者発生時の救助・対応訓練</li> </ul>
10月20日	第11回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三ヶ日青年の家「安全対策マニュアル」の整備</li> <li>・自然体験活動中の事故想定型救助訓練</li> <li>[想定訓練1] 利用団体との最終打合せ編 [想定訓練2] 事故発生直後の対応編</li> <li>[想定訓練3] 事故発生現場での対応編 [想定訓練4] 最終安否確認編</li> </ul>

別添4

教社第191号

平成24年7月11日

運輸安全委員会

委員長 後藤昇弘様

静岡県教育委員会

委員長

「「カッター(船名なし)転覆事故に係る勧告」に基づき講ずべき措置に関する実施計画書」の提出について

平成24年1月27日付け運委参第504号の勧告について、運輸安全委員会設置法第27条第2項に基づき、別添のとおり「「カッター(船名なし)転覆事故に係る勧告」に基づき講ずべき措置に関する実施計画書」を提出します。



「カッター（船名なし）転覆事故に係る勧告」  
に基づき講ずべき措置の策定に関する実施計画

平成 24 年 7 月 11 日

静岡県教育委員会  
委員長

## 1 勧告の内容

静岡県教育委員会は、三ヶ日青年の家におけるカッター訓練の中止基準、訓練方法及び危機管理マニュアルが適切な内容であるかどうかを点検し、必要に応じて是正させるとともに、カッターのえい航訓練を行わせること。

## 2 これまでの取組

### (1) 事故に関する三ヶ日青年の家の運営に関する対応

ア 三ヶ日青年の家の休所 平成 22 年 6 月 22 日から平成 22 年 10 月 31 日まで

イ 陸上プログラムによる運営を再開 平成 22 年 11 月 1 日から

### (2) 県立青少年教育施設等安全対策委員会による取組

平成 22 年 6 月 28 日「県立青少年教育施設等安全対策委員会」（以下、「安全対策委員会」という。）を設置し、転覆事故の調査、安全対策に関する改善策の検討を実施した。

ア 「三ヶ日青年の家カッターボート転覆事故調査報告書」公表 平成 22 年 9 月 30 日

イ 実施方法、安全管理体制、マニュアルの骨子作成

ウ 陸上プログラムの安全対策の構築

### (3) 運輸安全委員会「カッター転覆事故調査の進捗状況（平成 23 年 11 月 24 日）」を受けての取組

ア 報告内容の確認、検証及び事故発生時の状況の再確認

イ 事故発生の要因（問題点）と改善策の再検討及び実施方法、マニュアルの骨子の見直し

ウ えい航方法の探究、所員による救助活動訓練実施

## 3 講ずべき措置の検討

### (1) 静岡県教育委員会は、カッター転覆事故に係る「船舶事故調査報告書」及び勧告の内容を踏まえ、次の取組を行う。

#### ア マニュアルの策定

三ヶ日青年の家の指定管理者である「株式会社小学館集英社プロダクション」（以下「指定管理者」という。）に対し、カッター訓練の中止基準、訓練方法及び危機管理マニュアル（以下「マニュアル等」という。）を、静岡県教育委員会が求める

安全対策の骨子等を示した上で、策定させる。

マニュアル等の策定に当たっては、外部有識者※、利用者、県内外の類似施設の職員等による構成で設置する「三ヶ日青年の家海洋活動安全対策マニュアル等に関する検討会」（以下「マニュアル検討会」という。）や安全対策委員会等の意見を基に指導、助言を行う。

※ 外部有識者… 船舶の運用・安全に関する学識経験者、海洋活動専門家（指導者）、救助関係専門家、危機管理専門家（リスクマネジメント）、気象関係者等

#### イ マニュアル策定後の点検及び是正の体制

策定されて運用に供されたマニュアル等について、それらが適切な内容になっているかどうかをマニュアル検討会等に意見を聞き、今後定期的に点検・是正するための体制を整備する。

（検討内容）

(7) 点検・是正の頻度

(i) 点検・是正の方法

#### (2) カッターのえい航訓練を行わせるため、次の検討を行う。

##### ア えい航訓練についての検討

###### (7) えい航方法

カッターが事故等に遭遇し、えい航救助が必要となった場合の実施手順等について、類似の訓練施設におけるえい航方法や、船舶構造及び船舶の救難に関する専門家の意見を踏まえて指定管理者に定めさせ、マニュアルに反映させる。

###### (i) えい航訓練の実施要領

三ヶ日青年の家の所員を対象としたカッターのえい航訓練について、マニュアル検討会等の意見を聞きながら、実施方法や体制等を盛り込んだ訓練の実施要領を指定管理者に定めさせ、マニュアルに反映させる。なお、えい航訓練では、必要に応じて海洋活動に関連する他機関と合同で実施することにより、所員の知識及び技術の向上につなげることに留意する。

###### (ii) えい航訓練の実施計画

年間のえい航訓練の実施計画を指定管理者に作成させ、妥当性を検討するとともに、適切にえい航訓練を実施させる体制を整備する。

##### イ えい航訓練の点検及び指導についての検討

えい航訓練の実施方法及び実施計画が適切なものになっているかを定期的に点検・是正するための体制を整備する。

なお、えい航訓練の実施に当たっては、専門家等に立会いを依頼し、必要な指導、助言を行う。

#### (3) 講ずべき措置の実施に関しては、安全対策委員会が主体となり、外部有識者、地元マリーナ及び地元救助機関等と連携しながら行う。

## 4 完了及び運輸安全委員会への完了報告時期

平成25年1月に運輸安全委員会へ報告する。